

# 『八幡浜市公共浄化槽等整備事業のしおり』

## 自然にやさしい環境づくり

川・池・海など環境汚染が社会的な問題になっています。これは、家庭からでる炊事・洗濯・風呂などの生活雑排水が大きな原因です。八幡浜市も例外ではありません。

そこで、八幡浜市では、昭和49年度から公共下水道事業・平成元年度から漁業集落排水事業・平成6年度から特定環境保全公共下水道事業・平成12年度から浄化槽市町村整備推進事業（令和2年度から公共浄化槽等整備推進事業）により環境保全に取り組んでいます。

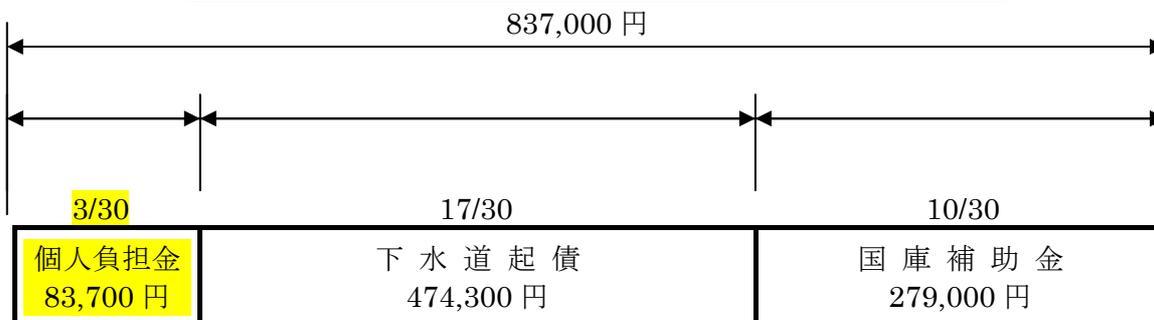
合併処理浄化槽は、し尿と生活雑排水を併せて処理する浄化槽ですので、今まで未処理で流していた生活雑排水も処理することが大きな特徴です。合併処理浄化槽設置により、トイレの水洗化で快適な生活がおくれるだけでなく、きれいな水で自然を守ることができます。

## 公共浄化槽等整備推進事業とは

自然的・経済的・社会的諸条件からみて、浄化槽による適正な処理を促進する必要がある地域において、個別の合併処理浄化槽を整備し、し尿と生活雑排水を併せて処理することにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とした国庫補助事業です。

八幡浜市でも、この補助事業により整備を進めており、事業対象地域は、浄化槽処理促進区域と定め、これは①公共下水道事業②特定環境保全公共下水道事業③漁業集落排水事業の整備計画区域以外の八幡浜市全域としています。

## 公共浄化槽等整備推進事業の概念図（5人槽）



※県補助金 1/10×0.9

## 浄化槽法の一部改正

浄化槽法第2条第1号の一部改正（平成12年法律第106号）により、浄化槽の定義から単独処理浄化槽を削除し、合併処理浄化槽のみが浄化槽と定義され、これにより、平成13年4月1日より、**浄化槽の新設時には合併処理浄化槽の設置が義務づけ**られました。（下水道事業予定処理区域内の合併処理浄化槽の設置義務は除かれます）

また、**既設単独浄化槽についても合併処理浄化槽への転換努力義務**などが規定されました。

## 事業主体は八幡浜市

合併処理浄化槽は、個人のお宅ごとに設置するものですが、八幡浜市では、浄化槽の設置からその後の維持管理まで市が主体となって行う、「**市設置型**」によって、合併処理浄化槽の整備を図っています。なお、工事設計の段階から市がお世話をしますので、個人負担が少なく安心して設置できます。

## 分担金について

合併処理浄化槽を設置するために必要な工事費の一部を、個人分担金として次表のとおり、設置工事完了後に一括して市に納めていただきます。

人槽区分	分担金の額
5人槽	83,700円
6～7人槽	104,300円
8～10人槽	137,500円
11～15人槽	203,900円

\* 人槽区分は延床面積等によって決定されます。（一般専用住宅の場合 5人槽≤160㎡）

\* 平成20年4月1日から適用

## 分担金のほかにかかる経費

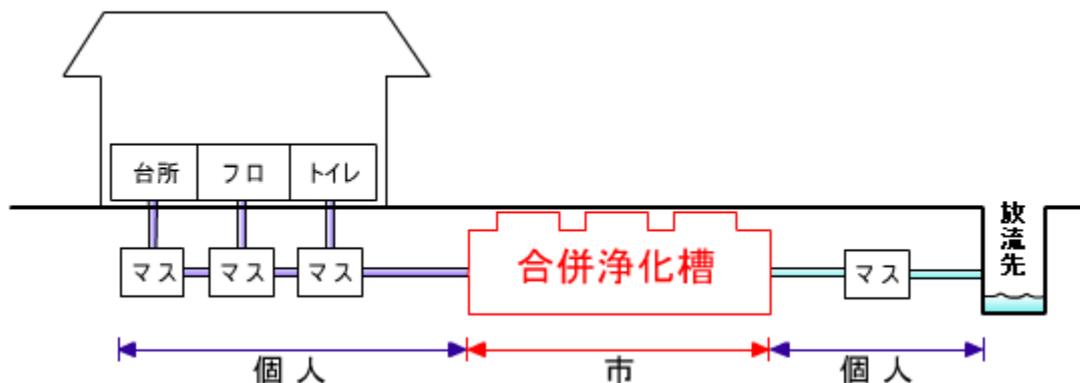
- ①トイレの改造費・水道工事費
- ②トイレ・台所・風呂場等から合併処理浄化槽までの宅内配管工事
- ③合併処理浄化槽から放流先までの放流管工事費
- ④標準工事費を超えるときの工事費（設置場所が特殊な条件等によって高額となった場合）
- ⑤標準工事費に含まれない特殊工事に係る工事費（駐車場・障害物件等）

\*標準工事費とは、国が定める補助対象事業費をいいます。

\*自動車を乗り入れる場合等で、合併処理浄化槽の上に係る荷重が一定量を超えるときは、特殊工事を施工しなければならないため、これに係る工事費は個人負担となります。

\*合併処理浄化槽本体を設置する場合に庭木等の障害物があり、移転等をする必要がある場合など、特殊条件により付帯工事を要する経費も、標準工事費に含まれておりませんので個人負担となります。

## 工事費の負担区分



使用料は次表のとおりです〔消費税を含む〕

人槽区分	月額使用料
5人槽	3,570円
6～7人槽	4,270円
8～10人槽	4,720円
11～15人槽	5,230円

(1)維持管理費の内容

次の費用は全て使用料で賄われます。

- \* 定期的な保守点検や薬品補充
- \* 汚泥の抜き取り・清掃
- \* 年1回の法定検査料
- \* ブロワー等軽微な修繕

(2)使用料以外の負担

次の費用は個人負担となります。

- \* 使用者の都合により浄化槽を移転又は撤去する場合。
- \* 使用者の責により修繕の必要が生じた場合
- \* 電気代・水道料金

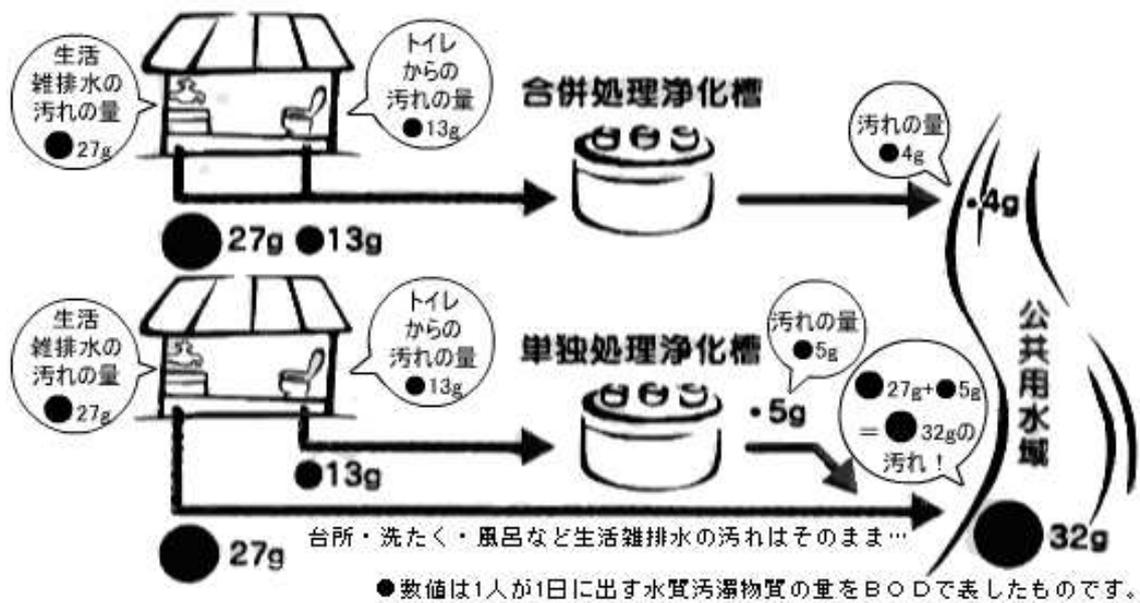
※令和元年10月1日から適用

融資あっ旋及び利子補給制度について

市では、金融機関と協定して無利子（利子は市が負担）で借りられる水洗便所改造資金の融資あっ旋制度を設けています。

対象工事費	既設トイレの改造及び宅内配管工事
借入限度額	1件につき5万円以上50万円以内
返済方法	毎月10,000円
要件	償還金の返済能力があること 市税、合併処理浄化槽設置分担金及び使用料の滞納がないこと 金融機関が認める連帯保証人を1人以上たてること

## 合併処理浄化槽の利点



\* BODとは、水中の微生物が汚れを分解するときに必要な酸素の量で、汚れの程度を表す指標。

- ①下水道と同様の能力を持ち生活排水をきれいな水として放流することができます。
- ②単独処理浄化槽に比べ川などに放流される汚れの量も **8分の1** になります。  
(合併処理浄化槽⇒4g・単独処理浄化槽⇒32g)
- ③水洗化で快適な生活ができます。
- ④設置費用の補助制度があり、自己負担が少なくてすみます。
- ⑤実質工事は短期間(約3週間)で済み、工事後は、すぐ使用できます。  
※施工業者は入札により決定し、工期は3か月程度としています。
- ⑥設置はもちろん、設置後の管理も市が行います。

## 合併処理浄化槽設置までの流れ

設置を希望される方は、市に申請書を提出されるだけで、これ以降の手続き等はすべて市から申請者(設置者)と協議しながら作業を進めてまいりますので、簡単・安心です。(国の「実施要綱」に適合しない場合は、申請書を留保することがあります。)

### 1 申請書を市に提出(申請者)

\* 所定の様式に必要事項を記入し、添付書類とともに市に提出してください。

### 2 現地調査(市と申請者)

### 3 設置計画の作成・概要書通知(市)

### 4 設置計画の同意・諸手続き(申請者と市)

### 5 設置計画書の提出(市)

### 6 工事の発注「入札」(市)

### 7 工事の施工(施工業者)

### 8 工事の完成・検査引渡し(市)

### 9 分担金の納付と使用開始届出書の提出(申請者)

\* 市から送付する納入通知書によって分担金を納めていただきます。(使用料は便利で安心な口座振替をご利用ください)

\* トイレの改造や宅内配管・放流管などの排水設備の工事が完了し、浄化槽の使用を開始したら使用開始届を市に提出してください。

### 10 使用料の納付(申請者)

\* 納入通知書又は口座振替にて納期限までに納付してください。

### 11 維持管理(市)

\* 市の委託業者が、保守点検や清掃・法定検査等のため定期的に訪問し、維持管理を行いますので、使用者のご協力をお願いします。

### 設置する人槽について

例えば、専用住宅は、延床面積が 160 m<sup>2</sup>を超える場合は 7 人槽、それ以下の場合は 5 人槽（平成 20 年 4 月 1 日から適用）ですが、2 戸の住宅を 1 基の浄化槽で処理する場合は下記の算定となります。

隠居、母屋にそれぞれ風呂・トイレ・台所が独立してあれば戸別に人槽を計算

隠居延床面積 100.50 m<sup>2</sup>                      母屋延床面積 165.00 m<sup>2</sup>の場合は  
5 人槽                      +                      7 人槽                      =    12 人槽

### 問い合わせ先

〒796-0292

八幡浜市保内町宮内 1 番耕地 260 番地

八幡浜市役所 下水道課 生活排水係

TEL 0894-22-3111（内線 2246） FAX 0894-36-2201